

川崎市自立型児童ファミリーグループホーム制度実施要綱

平成 21 年 4 月 1 日

21 川市こ福第 1068 号

市 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、自立を目指す児童等に対し、当該児童等が地域に根ざした家庭的な生活を行う住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、併せて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行う自立型児童ファミリーグループホーム制度を実施することにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

(制度内容)

第 2 条 この要綱において、自立型児童ファミリーグループホーム制度とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業（以下「本事業」という。）を内容として実施する制度をいう。

(対象者)

第 3 条 本事業を実施する住居（以下「児童自立生活援助事業所Ⅰ型」という。）における対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 義務教育を終了した児童又は児童以外の満 20 歳未満の者（以下「児童等」という。）であって、次のいずれかに該当するもの（以下「措置解除者等」という。）のうち、法第 33 条の 6 第 1 項の規定に基づき児童相談所長により児童自立生活援助の実施が必要とされたものとする。

ア 小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除された者

イ 児童自立生活援助の実施を解除された者

ウ 法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定による一時保護を解除された者

エ アからウに規定する者以外であって、児童相談所長が当該児童の自立のために援助及び生活指導等が必要と認めたもの

(2) 満 20 歳以上の措置解除者等であって、次の各号のいずれかに該当するもののうち、やむを得ない事情により法第 33 条の 6 第 1 項の規定に基づき児童相談所長により児童自立生活援助の実施が必要とされたものとする。

- ア 児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除された後、当該施設により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者
- イ 児童自立生活援助の実施を解除された後、当該事業所により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者

（定員）

第4条 児童自立生活援助事業所Ⅰ型における定員は、5人又は6人とする。

（児童自立生活援助事業所Ⅰ型の設置基準）

第5条 児童自立生活援助事業所Ⅰ型は、「児童自立生活援助事業の実施について」（平成10年4月22日児発第344号厚生省児童家庭局長通知。以下「厚生省児童家庭局長通知」という。）に規定する設備等を備えなければならない。

- 2 児童自立生活援助事業所Ⅰ型には、1箇所ごとに指導員（主として自立生活援助に携わる者をいう。以下同じ。）及び管理者を置かなければならない。ただし、指導員は、管理者を兼ねることができる。
- 3 指導員は、3人以上配置するものとし、1人は補助員（指導員を補助する者をいう。以下同じ。）をもって代えることができる。
- 4 指導員は、児童等の自立支援に熱意を有し、次の第1号から第4号までのいずれか及び第5号に定める者をもって充てるものとし、補助員は、第5号に定める者とする。
 - （1）川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）第60条に定める児童指導員の資格を有する者
 - （2）法第18条の4に定める保育士
 - （3）児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
 - （4）前3号に準ずるものとして、市長が適当と認めた者
 - （5）法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者

（申請）

第6条 本事業を新たに実施しようとする者は、事業開始1箇月前までに、継続して実施しようとする者は、毎年度3月20日までに、自立型児童ファミリーグループホーム指定申請書（第1号様式）により申請を行うものとする。

（指定）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、法、厚生省児童家庭局長通知及び本要綱に基づき可否を決定し、指定する場合にあっては自立型児童ファミリーグループホーム指定通知書（第2号様式）により、指定しない場合にあっては自立型児童

ファミリーグループホーム申請結果通知書（第 2 号の 2 様式）により、申請者に通知するものとする。

2 指定期間は、適用日から当該適用日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

（申請内容変更の申請）

第 8 条 本事業を実施する者として指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、指定を受けたときの申請内容に変更が生じるときは、あらかじめ、市と協議の上、自立型児童ファミリーグループホーム変更申請書（第 3 号様式）により市長宛て申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、厚生省児童家庭局長通知及び本要綱に基づき可否を決定し、指定する場合にあっては第 2 号様式により、指定しない場合にあっては第 2 号の 2 様式により、申請者に通知するものとする。

（指定の取消）

第 9 条 市長は、前条の規定により指定した児童自立生活援助事業所 I 型が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- （1）指定事業者から、自立型児童ファミリーグループホーム指定取消申請書（第 4 号様式）により指定の取消の申請があったとき。
 - （2）入居児童の養育状況が不良であったとき。
 - （3）第 5 条に規定する設置基準を満たさないとき。
 - （4）児童自立生活援助事業所 I 型に従事する職員が、法第 33 条の 10 に定める被措置児童等への虐待を行ったとき。
 - （5）その他、援助の実施において不適切と思われる行為があると市長が認めたとき。
- 2 市長は、指定の取消を決定したときは、自立型児童ファミリーグループホーム指定取消通知書（第 5 号様式）により指定事業者宛て通知するものとする。

（児童相談所の業務）

第 10 条 児童相談所は、相談を受けた児童について、各児童の特性や、処遇上の必要性を考慮し、児童自立生活援助事業所 I 型への入居が望ましいと判断したときは、第 7 条の規定により、市長の指定を受けた児童自立生活援助事業所 I 型に対して法第 33 条の 6 第 1 項に基づく児童自立生活援助の決定を行うものとする。

（経費）

第 11 条 児童自立生活援助事業所 I 型に入所又は委託する児童にかかる保護費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号厚生事務次官通知）及び市長が定める「川崎市児童保護措置費等支

弁基準」(平成 30 年 3 月 16 日 29 川ここ福第 905 号)により支弁するものとする。

(月報及び報告書の提出)

第 12 条 児童自立生活援助事業所 I 型の管理者は、児童の入退居状況や各種支援状況について月報(第 6 号様式)により、当月分を翌月の 5 日までに市長へ報告しなければならない。

2 指定事業者は、運営状況や各種支援の結果等について自立型児童ファミリーグループホーム実施報告書(第 7 号様式)により、各四半期終了までに市長に報告をしなければならない。

(運営規程)

第 13 条 児童自立生活援助事業所 I 型においては、運営方針、職員の職務内容、児童への援助内容、入居児童への権利擁護に関する事項等につき、児童福祉法施行細則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)第 36 条の 12 に規定する運営規程に定めるとともに、厚生省児童家庭局長通知に定める事項に留意し、適切に本事業を実施しなければならない。

(連絡会設置等)

第 14 条 指定事業者は、児童自立生活援助事業所 I 型の運営をより充実させるため、連絡会を設置する。

2 指定事業者は、日常的に市と連携を図るとともに、協力して児童福祉の向上に努めるものとする。

(監査の実施)

第 15 条 市長は、児童自立生活援助事業所 I 型の適正な運営を確保するため、必要に応じ指定事業者を実施状況等の報告を求めるほか、現地調査等の監査を実施するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局が定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 9 月 6 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式にて提出された申請書については、改正後の様式にて提出されたものとみなす。

（宛先）川崎市長

申請者住所

運営者（法人）名

代表者

年度自立型児童ファミリーグループホーム制度指定申請書

川崎市自立型ファミリーグループホーム制度実施要綱第6条に基づき指定を受けたいので関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 児童自立生活援助事業所Ⅰ型の名称、及び所在地
- 2 運営者（法人）名
- 3 運営者（法人）所在地
- 4 職員配置（予定）

氏名	年齢	性別	配置状況（○印を記載）		資格要件（○印を記載）
			常勤・非常勤	専任・兼任	児童指導員・保育士・その他（ ）
			常勤・非常勤	専任・兼任	児童指導員・保育士・その他（ ）
			常勤・非常勤	専任・兼任	児童指導員・保育士・その他（ ）
			常勤・非常勤	専任・兼任	児童指導員・保育士・その他（ ）
			常勤・非常勤	専任・兼任	児童指導員・保育士・その他（ ）

※ 資格要件の「その他」は具体的に記入

5 家屋設備の状況

住居区分（○印を記載）	一戸建・職員宿舍・アパート・その他（ ）				
所有状況（○印を記載）	自己所有 ・ 借家（室）				
建物の構造					
建物面積（全体）			m ²	建物利用面積	m ²
室数	室（和室 畳 ・ 洋室 畳） （うち入居児童等の居室数 室 m ² ）				
設備	居間、食堂等相互交流コーナーの設置（ 有 ・ 無 ）				

6 定員

- （添付書類）
- 1 案内図（家屋設備の状況に変更のない場合、不要）

2 建物の平面図（家屋設備の状況に変更のない場合、不要）

3 土地、建物の登記の写し（所有の場合）（家屋設備の状況に変更のない場合、不要）

4 賃貸借契約書の写し（借家（室）の場合）（家屋設備の状況に変更のない場合、不要）

第2号様式（指定通知）

川 第 号
年 月 日

様

川 崎 市 長

自立型児童ファミリーグループホーム制度指定通知書

年 月 日付で申請（変更申請）のあった指定申請について、川崎市自立型児童ファミリーグループホーム制度実施要綱第7条（第8条第2項）に基づき、次のとおり通知します。

なお、申請内容に変更が生じた場合は、変更の事実があってから原則として10日以内に第3号様式により届け出てください。

1 児童自立生活援助事業所Ⅰ型の名称、及び所在地

2 運営者氏名

3 定員

4 適用年月日

5 備考

第2号の2様式（申請結果通知）

川 第 号
年 月 日

様

川 崎 市 長

自立型児童ファミリーグループホーム制度結果通知書

年 月 日付けで申請（変更申請）のあった指定申請について、川崎市自立型児童ファミリーグループホーム制度実施要綱第7条（第8条第2項）に基づき、次のとおり通知します。

1 申請者名

2 所在地

3 指定しない理由

第3号様式（変更申請）

年 月 日

（宛先）川崎市長

ホーム名

代表者名

自立型児童ファミリーグループホーム変更申請書

川崎市自立型児童ファミリーグループホーム制度実施要綱第8条第1項に基づき、自立型児童ファミリーグループホーム申請内容の変更について、申請します。

1 変更内容 ※該当する項目のみ記入すること。

（1）運営法人名

（2）運営法人所在地

（3）本体施設名

（4）本体施設所在地

（5）ホーム名

（6）ホーム所在地

（7）職員配置

（8）家屋設備の状況

（9）定員

2 変更理由

3 変更年月日

第4号様式（指定取消申請）

年 月 日

（宛先）川崎市長

ホーム名

代表者名

自立型児童ファミリーグループホーム指定取消申請書

川崎市自立型児童ファミリーグループホーム制度実施要綱第9条第1項第1号に基づき、自立型児童ファミリーグループホーム指定の取消しについて、申請します。

1 取消申請内容

（1）ホーム名

（2）所在地

2 取消理由

3 取消年月日

第5号様式（指定取消通知）

川 第 号
年 月 日

様

川 崎 市 長

自立型児童ファミリーグループホーム指定取消通知書

自立型児童ファミリーグループホームの指定について、川崎市自立型児童ファミリーグループホーム制度実施要綱第9条第2項に基づき、次のとおり取消します。

- 1 ホーム名
- 2 ホーム所在地
- 3 運営者氏名
- 4 取消理由
- 5 取消年月日

（施設名）

（宛先）川崎市長

年 月分 月報

管理者住所

管理者氏名

1．当月の概況

2．担当職員の状況について

	氏名	年齢	性別	配置状況	勤務期間と勤務日数
1				常勤・非常勤	～ 日間
2				常勤・非常勤	～ 日間
3				常勤・非常勤	～ 日間
4				常勤・非常勤	～ 日間

3．入居相談受付状況

	相談日	氏名	生年月日	年齢・性別	照会先	概要
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

4．新規入居児童

	入居日	氏名	生年月日	年齢・性別	所管児童相談所	入居理由
1						
2						
3						
4						
5						
6						

5．退居児童

	入居日	氏名	生年月日	年齢・性別	所管児童相談所	入居理由
1						
2						
3						
4						
5						
6						

6． 月 1 日現在の入居者について

	初日在籍	氏名	生年月日	年齢・性別	住所	就労状況・当月の関わり・翌月の目標等
1						
2						
3						
4						
5						
6						

第 7 号様式（実施報告）

年 月 日

（宛先）川崎市長

住所
ホーム名
代表者名

年度第 四半期自立型児童ファミリーグループホーム実施報告書

川崎市自立型児童ファミリーグループホーム制度実施要綱第 12 条第 2 項に基づき、 年度
第 四半期自立型児童ファミリーグループホームの実施状況について、次のとおり報告します。

1 入居児童等の状況（ 年度第 四半期末現在）

氏名	年齢	性別	入居年月日	退居年月日	備考

2 特記事項

※ 児童の指導状況及び保護者や関係機関との状況等について、特記事項を記入。